

令和6年2月1日
病院局小樽市立病院

職員の懲戒処分について

- 1 懲戒処分年月日 令和6年1月31日
- 2 懲戒処分内容 停職3か月
- 3 所属部局 病院局 小樽市立病院 医局
- 4 職員の職 医療職
- 5 職員の年代 30代

6 事案の概要

当該職員は、令和5年4月以降、兼業許可の申請を行わずに、他市の医療機関において週休日及び祝日に稼働していたほか、同年6月以降については、休養加療が必要であるという診断書を提出して病気休暇を取得し、その後病気休職に切り替わったにもかかわらず、治療に専念することなく、これまでの週休日及び祝日の勤務に加え、当院の勤務日においても稼働を続けていたものです。

他の医療機関での稼働期間 令和5年4月～12月

7 再発防止策

地方公務員として遵守すべき事項等について、採用時のオリエンテーションなどを通じて十分理解させるとともに、病休を取得する際には「稼働をせずに療養に努めること」「稼働した場合は懲戒処分の対象となること」の文書を交付し再発の防止を図ってまいります。

8 病院局長のコメント

この度、当院職員が起こした本事案につきましては、公務員としての自覚を欠いた行為であり、市民の皆さまの信頼を損ねることになりましたことを心よりお詫び申し上げます。

今後、職員には、公務員としての倫理と法令遵守の徹底を図り、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

問合せ 小樽市立病院 事務部
担当 佐々木、伊藤
電話 0134-25-1211